

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 1 月 1 日

イリソ電子工業株式会社

代表取締役 鈴木 仁

当社は、2023 年 8 月 2 日付で有限会社イリソエンジニアリングとの間で締結しました吸収合併契約に基づき、2024 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、有限会社イリソエンジニアリングを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行いました。

当社は、吸収合併存続会社として、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

## 1. 吸収合併が効力を生じた日

2024 年 1 月 1 日

## 2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

### (1) 吸収合併の差止請求

該当事項はありません。

### (2) 反対株主の買取請求

該当事項はありません。

### (3) 新株予約権買取請求

有限会社イリソエンジニアリングは、新株予約権を発行しておりません。

### (4) 債権者の異議

有限会社イリソエンジニアリングに対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、2023 年 9 月 1 日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた有限会社イリソエンジニアリングの債権者はいませんでした。

## 3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に関する事項の適用はありません。

(1) 反対株主の買取請求

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、会社法第 797 条の規定による請求に関する事項の適用はありません。

(2) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定により、同条第 2 項に掲げる事項を 2023 年 9 月 1 日付の官報に公告し、かつ同日付で電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた当社の債権者はいませんでした。なお、本電子公告を行ったことから、知っている債権者への各別の公告は省略しております。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件合併の効力発生日である 2024 年 1 月 1 日をもって、有限会社イリソエンジニアリングからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により有限会社イリソエンジニアリングが備え置いた書面に記載された事項

別添のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日（予定）

2024 年 1 月 4 日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事前開示事項)

2023 年 8 月 2 日

(合併存続会社)イリソ電子工業株式会社  
代表取締役 鈴木 仁

当社は、2023 年 8 月 2 日付で有限会社イリソエンジニアリングとの間で締結しました吸収合併契約に基づき、2024 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、有限会社イリソエンジニアリングを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約の内容  
別紙 1 のとおりです。
2. 合併対価の定め相当性に関する事項  
消滅会社である有限会社イリソエンジニアリングは、当社の完全子会社であるため、合併対価はありません。
3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項  
有限会社イリソエンジニアリングは新株予約権を発行していません。
4. 有限会社イリソエンジニアリングの計算書類等に関する事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙 2 のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときにおける当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

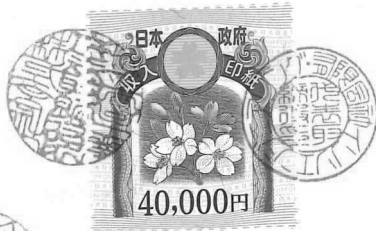
5. 当社についての事項

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。
- (2) 最終事業年度がないときにおける当社の成立の日における貸借対照表  
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の当社の収益状況およびキャッシュフローについて、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、当社の負担する債務については、本件合併の効力発生以後も履行の見込みがあると判断しております。

以上



## 吸収合併契約書

イリソ電子工業株式会社（以下、「甲」という。）と有限会社イリソエンジニアリング（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（合併の方式）

甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

#### 2. 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 イリソ電子工業株式会社

住所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番地8

乙（吸収合併消滅会社）

商号 有限会社イリソエンジニアリング

住所 岩手県花巻市大畑第5地割123番地

### 第2条（対価）

乙は甲の完全子会社であるため、吸収合併に際して、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等を割当交付しない。

### 第3条（増加すべき資本金、準備金及び剰余金）

甲が合併により増加する資本金、準備金等の額は次のとおりとする。

#### （1）資本金額

合併により資本金は増加しないものとする。

#### （2）資本準備金額

合併により資本準備金は増加しないものとする。

#### （3）利益準備金額

合併により利益準備金は増加しないものとする。

### 第4条（簡易合併、略式合併）

甲は、会社法796条2項に定める簡易合併の規定により、乙は、会社法784条1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本合併契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

### 第5条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2024年1月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第6条（会社財産の引継）

乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

#### 第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲及び乙が協議のうえこれを実行する。

#### 第8条（従業員の処遇）

甲は乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他細目については甲及び乙が協議して定める。

#### 第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産または経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙が協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の取締役会または乙の株主総会における本契約の承認、または本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

#### 第11条（解散費用）

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

#### 第12条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が本書を保有する。

2023年8月2日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番地8

甲 イリソ電子工業株式会社

代表取締役 鈴木 仁



岩手県花巻市大畑第5地割123番地

乙 有限会社イリソエンジニアリング

代表取締役 坂下 善彦



別紙2

# 決算報告書

第 21 期

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

有限会社イリソエンジニアリング

岩手県花巻市大畑第5地割123番地



# 貸借対照表

(単位：円)

有限会社イリソエンジニアリング

令和 5年 3月31日 現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		買掛金	7,346,287
普通預金	1,657,020	未払金	5,255,129
普通預金4	11,653,716	預り金	2,780,476
普通預金5	103,148,232	未払法人税等	9,971,400
現金・預金計	116,458,968	流動負債計	25,353,292
(売上債権)		<b>【固定負債】</b>	
売掛金	39,713,127	退職給与引当金	9,138,529
売上債権計	39,713,127	リース債務	19,731,513
(棚卸資産)		固定負債計	28,870,042
仕掛品	11,355,000	<b>負債の部合計</b>	<b>54,223,334</b>
原材料	2,575,148	<b>純資産の部</b>	
棚卸資産計	13,930,148	<b>【株主資本】</b>	
(その他流動資産)		資本金	5,600,000
未収消費税	393,100	(利益剰余金)	
前払費用	20,645,974	[その他利益剰余金]	
立替金	29,153	繰越利益剰余金	170,514,166
その他流動資産計	21,068,227	利益剰余金計	170,514,166
流動資産合計	191,170,470	株主資本計	176,114,166
<b>【固定資産】</b>		<b>純資産の部合計</b>	<b>176,114,166</b>
(有形固定資産)			
建物付属設備	352,002		
機械及び装置	38,347,399		
工具器具備品	9		
有形固定資産計	38,699,410		
(投資等)			
敷金	447,620		
差入保証金	20,000		
投資等計	467,620		
固定資産合計	39,167,030		
<b>資産の部合計</b>	<b>230,337,500</b>	<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>230,337,500</b>

# 損益計算書

(単位：円)

有限会社イリソエンジニアリング

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

【売上高】		
売上高	<u>253,476,570</u>	
売上高計		253,476,570
【売上原価】		
期首商品・製品棚卸高	<u>0</u>	
当期商品仕入高	<u>0</u>	
当期製品製造原価	<u>213,256,418</u>	
合計	<u>213,256,418</u>	
期末商品・製品棚卸高	<u>0</u>	
売上原価計		<u>213,256,418</u>
売上総利益		40,220,152
【販売費一般管理費】		
販売費・一般管理費計	<u>48,156,983</u>	
営業利益		△7,936,831
【営業外収益】		
受取利息	3,078	
雑収入	<u>50,410,814</u>	
営業外収益計	50,413,892	
【営業外費用】		
支払利息	<u>1,263,341</u>	
営業外費用計	<u>1,263,341</u>	
経常利益		41,213,720
【特別利益】		
特別利益計	0	
【特別損失】		
特別損失計	<u>0</u>	
税引前当期利益(損失)		41,213,720
法人税、住民税及び事業税		<u>13,414,100</u>
当期利益(損失)		<u>27,799,620</u>

# 販売費及び一般管理費内訳書

(単位：円)

有限会社イリソエンジニアリング

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

給料 手当	7,386,047
役員 報酬	12,000,000
法定福利費	16,724,108
福利厚生費	1,579,387
通 信 費	200,667
荷造 運賃	45,086
水道光熱費	163,106
旅費交通費	576,324
広告宣伝費	524,000
会 議 費	80,541
事務用消耗品費	530,141
備品消耗品費	1,269,045
新聞図書費	4,700
修 繕 費	1,238,340
地代 家賃	2,685,720
保 険 料	1,390,721
租税 公課	1,110,903
諸 会 費	11,532
支払手数料	718,414
減価償却費	48,000
貸倒引当金繰入	△275,692
警 備 費	102,000
雑 費	37,074
寄 付 金	5,000
研 修 費	1,819
販売費・一般管理費計	<u>48,156,983</u>

# 製造原価報告書

(単位：円)

有限会社イリソエンジニアリング

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

## [製造原価]

### 【材料費】

期首材料棚卸高	931,585	
材料仕入高	<u>8,492,719</u>	
合計	9,424,304	
期末材料棚卸高	<u>△2,575,148</u>	
材料費計		6,849,156

### 【労務費】

給料手当	70,559,160	
賞与	20,916,400	
退職金	9,138,529	
福利厚生費	<u>53,419</u>	
労務費計		100,667,508

### 【製造経費】

外注加工費	77,482,078	
動力光熱費	11,679,352	
荷造運賃	628,179	
修繕費	2,477,090	
賃借料	3,063,840	
減価償却費	11,568,387	
消耗品費	6,611,342	
旅費交通費	2,553,731	
雑費	45,455	
警備費	93,500	
電気保安管理費	<u>84,000</u>	
製造経費計		116,286,954

当期総製造費用

223,803,618

### 【仕掛品】

合計		223,803,618
期末仕掛品棚卸高	<u>△10,547,200</u>	
当期製品製造原価		<u>213,256,418</u>

## 株主資本等変動計算書

(単位：円)

有限会社イリソエンジニアリング

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

	株主資本												
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	自己株式 申込 証拠金	株主 資本 合計			
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金							
						別途 積立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	5,600,000	0	0	0	0	0	142,714,546	0	0	148,314,546	0	0	148,314,546
当期変動額													
新株の発行													
自己株式の取得													
自己株式の処分													
剰余金の配当													
別途積立金の積立													
別途積立金の取崩													
当期純利益							27,799,620			27,799,620			27,799,620
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	27,799,620	0	0	27,799,620	0	0	27,799,620
当期末残高	5,600,000	0	0	0	0	0	170,514,166	0	0	176,114,166	0	0	176,114,166

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

#### ② 無形固定資産

定額法によっております。

### (2) 引当金の計上方法

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

#### ② 退職給与引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末における発行済株式数の種類及び株式数

普通株式 112 株